## 特別清算終結

**平成２２年（ヒ）第２０９３号**

東京都港区芝浦２丁目３番31号
清算株式会社　旭アセッツマネジメント株式会社

1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第８部

## 特別清算協定認可

**平成２２年（ヒ）第２０６９号**

東京都千代田区九段北４丁目２番１号
清算株式会社　ＴＳＩ株式会社（旧商号東京債権回収株式会社）
代表清算人　伯母　治之

1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則
1　特別清算債権の定義
ＴＳＩ株式会社（旧商号「東京債権回収株式会社」。以下「清算株式会社」という。）に対し、特別清算開始決定日までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権という。
2　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
3　弁済の方法
本協定における弁済は、特別清算債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法、又は特別清算債権者に開設された預金口座から引き落とす方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

第２　別除権付債権
1　別除権付債権の定義
本協定における別除権付債権とは、清算株式会社の有する預金払戻請求権について質権を有する特別清算債権で、当該質権で担保された範囲のものをいう。
2　別除権付債権の弁済方法
清算株式会社は、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、別除権付債権者との間で締結していた質権設定契約を解除するとともに、各別除権付債権者に対し、質権の対象となっていた各預金払戻請求権に係る各預金口座の同日時点の残高金額を、当該質権の被担保債権元本額を基準として按分して支払うことにより、別除権付債権を弁済するものとする。なお、別除権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当する。
3　弁済後の残余債権
前項によって弁済を受けることができない部分については、一般債権として、後記第３の定めに従って弁済を行う。

第３　一般債権
1　定義
本協定における一般債権とは、特別清算債権のうち、別除権付債権に該当しない特別清算債権をいう。
2　元本の弁済
⑴　第１回弁済
①　一般債権に対する弁済は、別紙記載の「一般債権配当基準額」(以下単に「一般債権配当基準額」という。)を基準として行う。
②　清算株式会社は、一般債権につき、一般債権配当基準額の45％を、本協定の認可決定確定日から１か月以内に一括して支払う。
⑵　第２回弁済
清算株式会社は、前記⑴による弁済のほか、資産の換価・回収や税金の還付手続等により一般債権に対する弁済原資を確保できた場合には、特別清算債権者に対し、一般債権配当基準額を基準として按分して弁済する。その場合、第２回弁済の限度で、後記第４の１に基づく債務免除の効力は遡って失われる。ただし、本協定の認可決定確定日から３か月経過時点で、かかる弁済原資を確保できない場合には、同弁済は行わず、特別清算債権者に対して第２回弁済を行わない旨を通知する。
⑶　係争債権確定時の弁済
係争債権確定時の弁済については、第５に定める。
⑷　追加弁済
前記⑴及び⑵による弁済の後、新たに残余財産が発見され、又は未換価資産の換価が可能になった場合は、清算人はこれを換価し、特別清算債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、一般債権配当基準額を基準として按分して弁済する。その場合、当該追加弁済の限度で、後記第４の１に基づく債務免除の効力は遡って失われる。

第４　債務免除等
1　債権元本等
清算株式会社は、第３の２⑴による弁済時に、一般債権の元本額から第１回弁済額を控除した残額につき、債務の免除を受ける。
清算株式会社が、第２回弁済又は追加弁済を行う場合は、各弁済の限度で、上記債務免除の効力は遡って失われる。
2　利息及び遅延損害金
清算株式会社は、第３の２⑴による弁済時に、一般債権のうちの利息及び遅延損害金のすべてについて、債務の免除を受ける。

第５　係争債権
1　特別清算債権者のうち、別表記載の係争債権に係る債権者（以下「係争債権者」という。)に対する弁済は、係争債権の存在が確定したものに限り、存在が確定した範囲で一般債権の例によって行う。ただし、当該係争債権の存在が確定したときに、既に第３の２⑴による弁済期が到来している部分については、当該係争債権の存在が確定した日から１か月以内に弁済を行う。
2　清算株式会社は、前項による弁済時に、存在が確定した係争債権の額から当該弁済額を控除した残額につき、債務の免除を受ける。
3　第１項の係争債権の存在の一部又は全部が認められなかった場合には、清算株式会社は、係争債権者に対する弁済予定額のうち存在が認められなかった部分について、当該係争債権の存在が認められないことが確定した日の１か月後の日又は第３の２⑴による弁済日のいずれか遅い日に、当該係争債権者を除いた各特別清算債権者に対し、その一般債権配当基準額の割合に応じて弁済する。その場合、新たにされた弁済の限度で、当該係争債権者を除いた各特別清算債権者が第４の１の規定により行った残債務の免除の効力は遡って失われる。

第６　共益的及び優先債権の弁済
清算株式会社は、清算業務の遂行に要する費用等の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権、裁判所から支払いの許可を受けた債権及び労働債権は随時に弁済する。

東京地方裁判所民事第８部

**平成２２年（ヒ）第１号**

三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1889番地の12
清算株式会社　長島造船株式会社
代表清算人　長井　浩一

1　決定年月日　平成22年11月25日
2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　通則
⑴　特別清算債権の定義
平成22年５月５日（特別清算開始命令日の前日）までの原因に基づいて発生した債権を特別清算債権とする。
⑵　割合弁済における端数処理
特別清算債権に対する割合弁済において生ずる１円未満の端数は、切り捨てる。
⑶　弁済の場所
協定による弁済は、特別清算債権者の指定する銀行口座への振込により行う。
振込手数料は、特別清算債権者の負担とする。
2　弁済の方法
清算株式会社は、換価した会社財産全額から公租公課、会社法515条３項括弧内記載の債権を除いた残額を、平成22年９月30日現在の各債権者の特別清算債権額に応じて按分して、すべての特別清算債権者に弁済する。
3　債権放棄
前項の弁済がすべて終了した後に、各特別清算債権者は、清算株式会社に対する残余の債権を放棄する。
4　会社財産が増加した場合
前項の規定にかかわらず、清算株式会社にさらに弁済の原資ができたときは、その弁済原資を特別清算債権者全員に第２項に定める方法で弁済する。

津地方裁判所熊野支部